

教育・保育提供区域について

平成26年9月12日(金)
金沢市子ども・子育て審議会
子ども・子育て支援専門部会

教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法 第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)

1 市町村は、基本指針に即して5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める。

2 市町村事業計画においては、次に掲げる事項を定める。

(1) 教育・保育提供区域ごとの

① 各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

② 教育・保育の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期 (以下略)

○ 新制度では計画で定める区域設定により、教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)、地域型保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)を認可する際の、需給調整の判断基準となる。

○ 市町村が定めた各区域の中に供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則認可しなければならない。

教育・保育提供区域とは、計画の記載の基本単位

① 量の見込み (現在の利用状況＋利用希望)

② 確保の方策 (確保の内容＋実施時期)

上記2点の内容をこの区域ごとに記載する必要

事業計画のポイント

◎ 量の見込み

◎ 確保の内容

◎ 実施時期

教育・保育提供区域の設定の定義

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

【国の基本指針より(抜粋)】

- ◇ 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域

地域型保育事業の認可の際に使われる需給調整の判断基準となることから、就学前子どもの認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業ごとに、教育・保育施設等及び地域こども・子育て支援事業の広域利用の実態利用が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することが出来る。



区域の設定にあたっては、教育・保育施設や事業の種別によって区域を別にするなど、異なる区域を組み合わせることが可能。(例えば、幼稚園は、広域利用の実態等を踏まえて区域を市内全域とすることが可能)

金沢市で想定される区域について

| | 計画・事業等の名称 | 区域数 | 特 色 |
|---|------------------------|-----|--|
| 1 | 中学校区 | 24 | 中学校ごとの区切り |
| 2 | 金沢市地域包括 支援センター区分 | 19 | 介護予防や高齢者の抱える問題等についての相談業務のため設置されている窓口施設 管轄の区切り |
| 3 | 金沢市都市計画 マスタープラン2009 | 14 | 地域のまとまり(領域感)や市街地の形状等を考慮し、河川、鉄道、道路等の地形、地物を主に用いた区切り（校区の考え方がない） |
| 4 | 市社協保育ブロック | 9 | 市社会福祉協議会の保育部会にて、エリアごとにグループを構成した区切り |
| 5 | 方角別エリア (こども福祉課使用) | 6 | こども福祉課がこれまで利用している、エリア別入所実態等の区切り（入所の案内等） |

区域の大小における効果

| 区域 | 効果 |
|-----|--|
| 小さい | <ul style="list-style-type: none">○ 細かく需給状況を検証できる○ 区域内ごとに施設・事業が整備され、より近辺での利用が容易となる○ 地域の実情に応じたきめ細かいサービスの提供が可能▲ 実際の利用範囲・需給状況とのミスマッチが起こりやすい (隣接区域に供給余裕があっても、当該区域での整備の必要性が生じる)▲ 区域内の適切な需給バランスを基本とした計画が難しくなる▲ 一時的な需要の増減に左右される |
| 大きい | <ul style="list-style-type: none">○ 需給調整の柔軟性が高い○ 長期的な需給バランスの変動に対応可能となる○ 一時的な需要の増減に対し、広域での調整が容易○ 広域的な観点で施設確認ができ、現在の利用状況に応じた検討が可能▲ 区域内にバランスよく施設を配置し、利用者の利便性が損なわれないように配慮する必要が生じる▲ 需給の検証に精緻性を欠く▲ あまりに移動距離が遠い場合、区域内での利用困難ケースが発生する恐れ |

区域設定の方針

【金沢市における区域設定の考え方について】

- 交通事情、送迎の実態、既存施設、その機能実態など地域の実情を勘案した上で、当該区域をある程度集約し、区域は大きめの6～9区域で設定してはどうか。
- 送迎(移動)手段の実態として、自動車、自転車を利用している割合が高く、容易に移動することができる区域として、徒歩圏を想定した区域を設定する必要がないのではないか。
- 幼稚園では通園バスを保有している園が多く、広域から通園している児童がいる実態から、細かく区域を設定しなくてもよいのではないか。

【他自治体の区域設定数】(参考)

| 自治体名 | 船橋市 | 長野市 | 富山市 | 徳島市 | 和歌山市 | 市川市 |
|------|--------|-----|---------------|---------------|------------|------|
| 単位 | 行政ブロック | 行政区 | 行政区 地域ブロック | 行政区 地域ブロック | 中学校区 統合 | 行政区域 |
| 区域数 | 5 | 12 | 11 | 6 | 6 | 13 |

具体的な区域の設定について

1. 特定教育・保育施設・地域型保育事業の提供区域

(1) 1号認定(教育標準時間認定:幼稚園利用)

通園バス利用や市外利用者が多いことを考慮し、提供区域を1区域(全市域)とする。

(2) 2号・3号認定(保育認定:保育所・地域型保育事業利用(3号認定))

中学校区(24)や地域包括支援センター区分(19)では、区域数が多すぎるため、これまで本市が、市民向けに保育情報を提供してきた6区域の「方面別エリア」を基礎として、就学前児童数や保育所の定員が他区域より多い「南部」と「駅西・臨海」区域をさらに分割し、8区域とする。

2. 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

個別事業の内容が大きく異なることから、利用実態、施設の配置状況などを考慮して、区域数を設定する。

提供区域について

| 事業 | | 全市 | 8区域 | その他 | 区域設定の考え方 |
|--|----------------------------------|----|-----|----------------|--|
| 教育・保育の提供区域 (教育・保育施設、地域型保育事業) | | | | | |
| | 教育のみ【1号】 | ○ | | | |
| | 保育の必要性あり(3～5歳)【2号】 | | ○ | | |
| | 保育の必要性あり(0～2歳)【3号】 | | ○ | | |
| 地域子ども・子育て支援事業の提供区域 | | | | | |
| 1 | 利用者支援事業【新規】 | ○ | | | 広域にわたる利用相談・情報提供の必要性があり、エリアごとでの深く特化した支援案件は量的に見込められないため、全市単位の区域設定とする |
| 2 | 時間外保育(延長保育)事業 | | ○ | | 保育所・幼稚園の通常利用と密接に関連するものであることから、教育・保育提供区域と同様の区域設定とする |
| 3 | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | | | 小学校区 (57校区) | 本市の放課後児童クラブは、1小学校区に1箇所を設置してきたことや特に低学年児童による登所・帰宅を考慮し、小学校区を区域設定とする |
| 4 | 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) | ○ | | | 受入先となる児童養護施設等が限られており、必要量を確保するためには、広域で対応する必要があるため、全市単位の区域設定とする |
| 5 | 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業) | | | ○ (3区域) | 各福祉健康センターにおいて対象者を把握し、管轄内の対象家庭へ訪問を実施していることから、福祉健康センター管轄の区域設定とする |

| 事業 | | 全市 | 8区域 | その他 | 区域設定の考え方 |
|----|------------------------------------|----|-----|------------|--|
| 6 | 養育支援事業 | | | ○ (3区域) | 管轄内の対象家庭を把握し、訪問を実施している実態が機能していることから、福祉健康センター管轄の区域設定とする |
| | 訪問事業 | | | | 現在、こども総合相談センターにて支援訪問を行っており、情報の一元管理、系統的な個別対応も必要なことから、全市単位の区域設定とする |
| | 在宅児童養育支援訪問事業 | ○ | | | 現在、福祉サービス公社への委託方式で実施しており、広域的な範囲の派遣が可能となっていることから、全市単位の区域設定とする |
| | 産後ママヘルパー事業 | ○ | | | 現在、福祉サービス公社への委託方式で実施しており、広域的な範囲の派遣が可能となっていることから、全市単位の区域設定とする |
| 7 | 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター、こども広場) | ○ | | | 現在7保育所と6施設が市内にほぼ均等に散在し、機能している実態から、既存施設で市全体を網羅する考え方により、全市単位の区域設定とする |
| 8 | 一時預かり事業 | | ○ | | 緊急・一時的な預かり保育の需要を満たすもので、保育所、幼稚園の利用が大部分あり、教育・保育提供区域と同様の区域設定とする |
| 9 | 病児保育事業 | ○ | | | 実施先が限られ、需要期に偏向があることから、供給量を効率的に確保するため、できる限り広い区域の、全市単位の区域設定とする |
| 10 | 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) | ○ | | | 依頼会員と提供会員をコーディネートする業務であり、広域での対応がより、効率的・効果的に実施可能となるため、全市単位の区域設定とする |
| 11 | 妊婦健康診査事業 | ○ | | | 医療機関(産婦人科)に実施委託しているが、医療機関の偏在や、受診先が希望・選択されている実態から、全市単位の区域設定とする |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【新規】 | ○ | | | 世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に必要物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定に馴染まないことから、全市単位の区域設定とする |
| 13 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】 | ○ | | | 新規事業者の参入促進に関する事業であり、事業実施の判断を行う必要があるが、事業の性質上、全市単位の区域設定とする。 |